

# 長崎県公立大学法人職員退職手当規程

〔平成 17 年 4 月 1 日〕  
規 程 第 1 2 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日規程第 7 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成 17 年規則第 5 号。以下「職員就業規則」という。）第 55 条の規定に基づき、職員就業規則の適用を受ける職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (退職手当の支給)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（職員就業規則第 25 条の規定により再雇用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

## (退職手当の支払)

第 3 条 次条及び第 11 条の 5 の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第 15 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 この規程の規定による退職手当の支払は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

一部改正 [平成 19 年規程第 7 号]

## (一般の退職手当)

第 3 条の 2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 8 条まで及び第 11 条から第 11 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 11 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

追加 [平成 19 年規程第 7 号]

## (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第 4 条 次条又は第 6 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は退職の日におけるその者の給料の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の 21 日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- (3) 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (4) 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- (5) 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (6) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 6 条

第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者、又は職員就業規則第2条規定する事務職員(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年長崎県条例第4号)に基づき、長崎県から長崎県公立大学法人(以下「法人」という。)に派遣された事務職員(以下「派遣職員」という。)を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者、100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者、100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者、100分の90

一部改正[平成19年規程第7号]

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員就業規則第23条の規定により退職した者(同規則第24条第1項の期限又は同条第2項及び第3項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含み、事務職員(派遣職員を除く。)を除く。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長が承認したものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務場所の移転により退職した者であって理事長が承認したものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
  - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
  - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

一部改正[平成19年規程第7号]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 組織若しくは定数の改廃若しくは予算の減少のため廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって理事長が承認したもの、業務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員就業規則第23条の規定により退職した者(同規則第24条第1項の期限又は同条第2項及び第3項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務場所の移転により退職した者であって理事長が承認したものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
  - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
  - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

一部改正[平成19年規程第7号]

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額  
ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合  
イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第14条第2項の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該支給に係る退職の日以前の期間を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第13条第1項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が認める在職期間

追加 [平成19年規程第7号]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、勤務場所の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものを除く。)のうち、定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の

		合計額に、
第6条の2 第1項第2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

一部改正 [平成19年規程第7号]

(任期制教員の場合の退職手当の基本額)

第8条 第4条から前条までの規定にかかわらず、職員就業規則第8条第1項に規定する任期制教員がその者の都合により退職した場合の退職手当の基本額は、その者の勤続期間を次の各号に区分して、退職日給料月額に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の60
- (2) 5年の期間については5
- (3) 6年以上9年以下の期間については、1年につき100分の60に5を加算
- (4) 10年の期間については10
- (5) 11年以上14年以下の期間については、1年につき100分の60に10を加算
- (6) 15年の期間については19.375
- (7) 16年以上19年以下の期間については、1年につき100分の60に19.375を加算
- (8) 20年の期間については30.55
- (9) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の60に30.55を加算
- (10) 25年の期間については41.34
- (11) 26年以上29年以下の期間については、1年につき100分の60に41.34を加算
- (12) 30年の期間については50.7
- (13) 31年以上34年以下の期間については、1年につき100分の60に50.7を加算
- (14) 35年以上の期間については59.28

一部改正 [平成19年規程第7号]

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第9条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第10条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第4条から第7条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

一部改正 [平成19年規程第7号]

第 11 条の 2 第 6 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 6 条の 2 第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

追加 [ 平成 19 年規程第 7 号 ]

第 11 条の 3 第 7 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 11 条	第 4 条から第 7 条まで	第 7 条の規定により読み替えて適用する第 6 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 7 条の規定により読み替えて適用する第 6 条の
第 11 条の 2	第 6 条の 2 第 1 項の	第 7 条の規定により読み替えて適用する第 6 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 7 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 11 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 11 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 6 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 7 条の規定により読み替えて適用する第 6 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の 3 月 31 日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 7 条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

追加 [ 平成 19 年規程第 7 号 ]

(退職手当の調整額)

第 11 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第 6 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(職員就業規則第 17 条第 1 項第 1 号の規定による休職(業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。)、職員就業規則第 46 条及び第 47 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち理事長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額(当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第 1 号区分 50,000 円
  - (2) 第 2 号区分 45,850 円
  - (3) 第 3 号区分 41,700 円
  - (4) 第 4 号区分 33,350 円
  - (5) 第 5 号区分 25,000 円
  - (6) 第 6 号区分 20,850 円
  - (7) 第 7 号区分 16,700 円
  - (8) 第 8 号区分 零
- 2 退職した者の基礎在職期間に第 6 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第 1 項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの(次号に掲げる者を除く。)第 1 項第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第 7 号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額
  - (2) 退職した者でその勤続期間が 4 年以下のもの及び第 4 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に該当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、この条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

追加 [平成 19 年規程第 7 号]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第 11 条の 5 第 6 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第 3 条の 2、第 6 条、第 6 条の 2 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
  - (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
  - (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
  - (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540
- 2 前項の基本給月額は、長崎県公立大学法人職員賃金規程(平成 17 年規程第 11 号。以下「職員賃金規程」という。)の規定により賃金が給料及び扶養手当に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が別に定める額とする。

追加 [平成 19 年規程第 7 号]

(勤続期間の計算)

- 第 12 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
  - 3 職員が退職した場合(第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
  - 4 前 3 項の規定による在職期間のうち休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数(職員が理事長の許可を受けて労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)の適用を受ける労働組合の役員として専ら従事する場合で現実に職務に従事することを要しなかった期間についてはその月数)を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。
  - 5 職員就業規則第 8 条に規定する任期制教員(以下「任期制教員」という。)が、その任期が満了した際、再任又は昇任により引き続き職員となったときは、当該任期制教員の最初の労働契約の始期から退職の日までにおける期間を引き続いた在職期間とする。
  - 6 職員就業規則第 8 条第 3 項に規定する期間の定めのない労働契約を締結している承継教員が、法人設立後において任期制教員となったときは、当該承継教員の雇用契約の始期から退職の日までにおける期間を引き続いた在職期間とする。
  - 7 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満(第 4 条第 1 項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第 5 条又は第 6 条第 1 項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1 年未満)の場合には、これを 1 年とする。
  - 8 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合又は、引き続いた在職期間が 1 年未満の職員における勤続期間の計算については、適用しない。

一部改正 [平成 19 年規程第 7 号]

(地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

- 第 13 条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体(退職手当の関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方公共団体に使用される者としての在職期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)若しくは、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。)第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該公庫等の職員としての在職期間に通算することと定めている公庫等に限る。)又は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条に規定する地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方独立行政法人の職員としての在職期間に通算することと定めている地方独立行政法人に限る。)に使用される者(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後、引き続いて再び職員となった者の前条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 前項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
  - 3 職員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

(退職手当の支給制限)

第 14 条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 職員就業規則第 26 条第 3 項第 5 号の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
  - (2) 職員就業規則第 26 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により解雇又はこれに準ずる退職をした者
- 2 一般の退職手当のうち、第 11 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
- (1) 第 4 条第 1 項及び第 6 条の 2 の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第 4 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のもの
  - (2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で理事長が定めるもの
- 3 職員が刑事事件に関し、職員就業規則第 26 条第 3 項第 3 号の規定該当し解雇された場合は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、退職の日から 90 日を限り一般の退職手当の支給を停止することができる。
- 4 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

一部改正 [平成 19 年規程第 7 号]

(予告を受けない退職者の退職手当)

第 15 条 職員の退職が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 20 条及び第 21 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 16 条 第 2 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者の外職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第 17 条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(刑事事件に関し起訴をされた場合等の退職手当の取扱い)

第 18 条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び第 3 項並びに次条第 3 項において同じ。)をされた場合において、その判決の確

定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第 14 条第 2 項の規定により一般の退職手当の支給を停止された者が、当該退職手当の支給を停止されている間において、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。この場合において、前項中「一般の退職手当等」とあるのは「一般の退職手当」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

一部改正 [平成 19 年規程第 7 号]

(退職手当の支給の一時差止め)

第 19 条 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合(第 14 条第 2 項の規定により一般の退職手当の支給が停止されている場合を含む。)において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第 45 条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して 1 年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成 19 年規程第 7 号]

(退職手当の返納)

第 20 条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額の全額を返納させることができる。

- 2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成 19 年規程第 7 号]

(補則)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者の第11条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の職員の退職手当に関する条例(昭和29年長崎県規則第8号)(以下「退職手当条例」という。第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 当分の間、20年以上35年以下(次項の規定に該当する退職をした者にあつては10年以上25年未満)の期間勤続して退職した者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 平成7年12月22日に退職手当条例第2条第1項に規定する職員として在職していた職員(同日に長崎県職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて長崎県職員となった者を含む。)のうち10年以上25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は定年に達したことにより退職した場合(定年に達した者で職員就業規則第24条第1項の期限又は同条第2項及び第3項の規定により延長された期限の到来により退職する場合を含む。)にあつては、第6条に該当する場合のほか、当分の間、第6条による退職手当を支給する。
- 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額額の減額改定(平成18年3月31日以前に行われた給料月額額の減額改定で理事長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第11条の5第2項に規定する職員賃金規程の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして理事長が定めるものについては、この限りでない。

附 則(平成19年3月28日規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年3月28日から施行し、平成18年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。  
(退職手当に係る経過措置)
- 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者が適用日以後に退職することによりこの規程による改正後の職員退職手当規程(以下「新規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が適用日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この規程による改正前の職員退職手当規程(以下「旧規程」という。)第4条から第8条まで、第11条及び附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額が、新規程第3条の2から第8条まで及び第11条から第11条の5まで並びに附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれら

の規定による退職手当の額とする。

- 3 職員が適用日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が適用日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧規程第4条から第8条まで、第11条及び附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
- ア 新規程第11条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
  - イ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- (2) 適用日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
- ア 新規程第11条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
  - イ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
- ア 新規程第11条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
  - イ 新規程等退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額